

ネット業界主張に投網される全配協

発行：日本置き薬協会 事務局

一般用医薬品のインターネット販売を規制した昨年6月施行の「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」を違憲などとして訴えている裁判の控訴審（第二審）の第一回口頭弁論が9月2日午前10時半から東京高裁（都築弘裁判長）で行なわれた。原告側は控訴理由書などで、「本件規則はネット販売だけに極度に厳しく、配置販売業、特定販売業などには異常に甘い」などと主張したほか、「本件のネット販売禁止は、チェーンドラッグストア業界、薬剤師関係者、配置薬業界が自己の利権のために作らせたものである」と断言している。原告側は今後の控訴審でも対面販売の店舗販売で多くが法令を無視して医薬品販売を行なっている現状や配置販売業の実態の矛盾点などを指摘してネット販売容認を訴えていく模様だ。

その翌日午後1時から岩手県盛岡市において、全配協法人販社会（柳瀬昭会長）東北地区会議が開催された。中部、九州、関東の各地区会議を経て今回で4回目となり、北海道地区でも予定されている。

本会は各都道府県の配置薬業協議会、協会への加入の有無は問わずに法人販社であれば会員なることが出来る。「製薬部会」、「配置部会」の全配協の二つの組織体の内、「配置部会」に属してはいるが、地区会議を開催しながら母体の「配置部会」とは別個の活動や意見発表を展開している。というのも、全配協配置部会を構成する各都道府県協議会、協会の役員は多くの場合、個人事業者によって占められており、法人販社の意見や考えが全配協の中央組織には反映されないとの共通認識より組織化された一面があるためだ。

法人販社会・柳瀬昭会長は、全国の法人販社を組織化し、法人販社の視点から行政への意見具申を謀る事を主旨としているが、改正薬事法に臨む基本方針としては、旧法に軸足を置く既存配置ではなく、「新法業者」を目指すとしている。

従来会議と同様に前半には、全配協の松澤専務理事が全配協が作成した「配置販売業に関する改正薬事法Q&A」に基づき改正薬事法について解説。その中で同専務理事は、新法移行配置販売において、薬剤師でも登録販売者でもない一般従事者が、専門家との同行なしに単独行動できるとの認識を改めて表明した。

つまり、日一日において裁判原告側の主張に合致するような配置販売業界の方向性が主張されたことになり、改正薬事法の解釈の両極端を見せつけられる事となった。

置き薬協会は、国民、生活者視点に沿った対面販売を通しての安全、安心の配置販売業を目指し、「資質向上努力義務」を具体化した置き薬医薬品販売士制度の実施を推進するところである。

なお、今回の会議にも 富士薬品・高柳昌幸社長が「薬事法改正を受けての戦略」と題して講演を行った。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協